

農業共済が実施主体となる**収入保険制度**が始まります

具体的な仕組み

平成30年秋から加入申請開始予定です

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、**価格低下なども含めた収入減少を補償**する仕組みです。

○青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。

※5年以上の青色申告実績がある者が基本ですが、**青色申告（簡易な方式を含む）の実績が、制度加入時に1年分あれば加入できます**。なお、**その場合の補償限度額は、申告実績が5年になるまで徐々に引き上げていく**等の措置が検討されています。

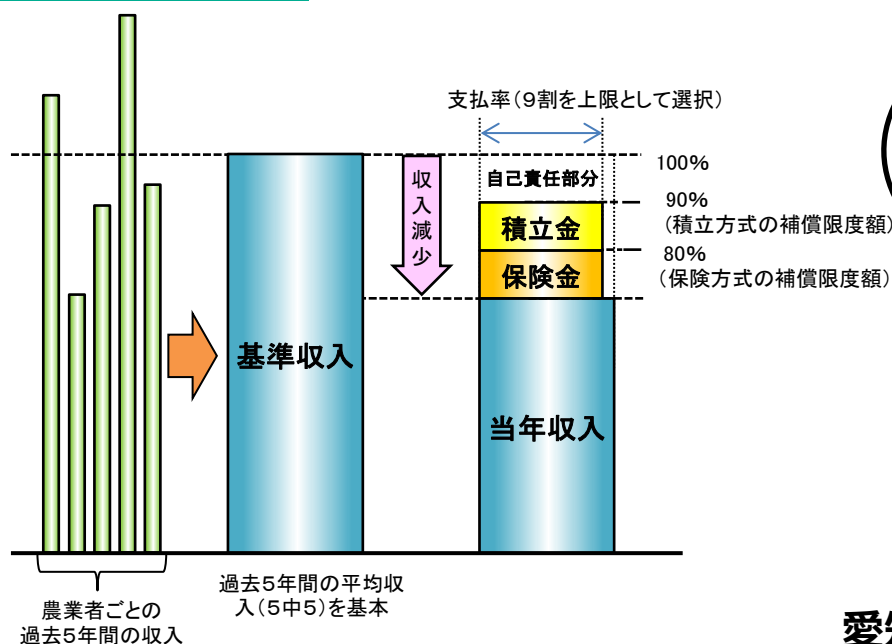
○当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補てんします。

○農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

※保険料は掛捨てになります。保険料率は、今後変更があり得ますが、現時点の試算（補償限度8割）では1%（50%の国庫補助後）です。

補償のイメージ

（注）5年以上の青色申告実績がある者が、補償限度9割（保険方式＋積立方式）を選択した場合



収入保険制度に関するご質問は、お近くの**農業共済組合**にお問い合わせください。



愛知県農業共済組合

・尾張支所(一宮市)	0586-81-1111	・西三河支所(安城市)	0566-77-3220
・尾張東部出張所(名古屋市)	052-204-2412	・東三河支所(田原市)	0531-24-1789
・海部津島支所(弥富市)	0567-66-1711	・豊川出張所(豊川市)	0533-84-7300
・半田支所(半田市)	0569-20-7811	・本所	052-204-2411

保険料・積立金・補てん金の例

基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割（8割が保険方式+1割が積立方式）、支払率9割を選択した場合

農業者にご用意いただくお金

補てん金

保険料は、7.2万円

積立金は、22.5万円

合計 29.7万円

収入減少の程度 (当年収入)	補てん金の合計	補てん金の内訳		補てん金を含めた 当年収入 (対基準収入)
		保険金	積立金	
30%(700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円(88%)
50%(500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円(86%)
100%(0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円(81%)

(参考) 保険料・積立金の計算方法

●保険料

= 基準収入 × 補償限度（8割を上限に選択） × 支払率（9割を上限に選択） × 保険料率（1%）

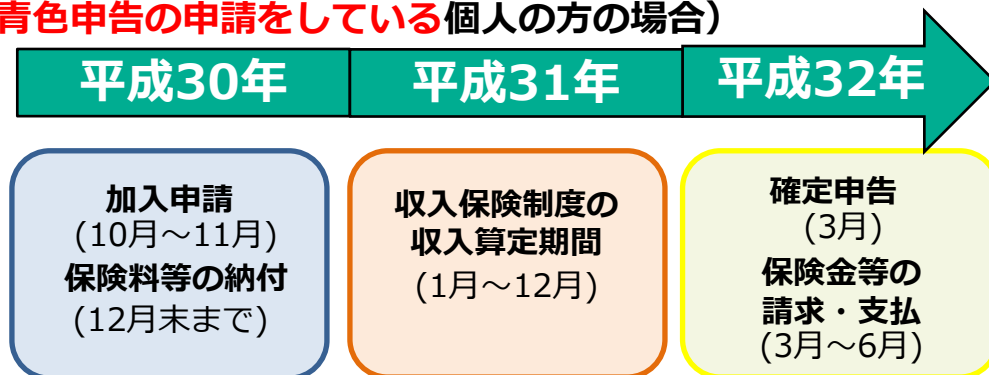
●積立金

= 基準収入 × 積立幅（1割） × 支払率（9割を上限に選択） × 1/4



加入・支払等のスケジュール（平成30年秋 加入申請開始を想定）

（現在、青色申告の申請をしている個人の方の場合）



○加入申請 平成30年10月～11月（基準収入及び保険料等算定期間）

○保険料等納付 平成30年12月末まで

○収入算定期間 平成31年1月～12月（平成31年分の収入を算定する期間）

○保険金支払い 平成32年3月～6月
補償限度9割（保険方式+積立方式）を選択した場合は
基準収入の9割 > 平成31年収入額 の時に保険金が支払われます。
（青色申告期間が5年未満の場合は補償限度割合が変更されます。）

○現在、青色申告の申請をしていない方は、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を平成30年3月15日までに提出していただければ、平成31年10月から加入申請が行えます。